（職員の配置の基準）

第十一条　障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一　（略）

二　生活介護を行う場合

イ　生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)　（略）

(2)　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(一)　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ)・(ロ)　（略）

(二)　（略）

(三)　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(四)　（略）

(3)　（略）

ロ　（略）

ハ　イ(2)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ・ホ　（略）

三　自立訓練（機能訓練）を行う場合

イ　自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(一)　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

(二)　（略）

(三)　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、一以上とする。

(四)　（略）

(2)　（略）

ロ　（略）

ハ　イ(1)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ～ヘ　（略）

四～七　（略）

2～4　（略）

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第十七条　（略）

2　障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3・4　（略）

（職員の配置の基準）

第十一条　障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一　（略）

二　生活介護を行う場合

イ　生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)　（略）

(2)　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(一)　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ)・(ロ)　（略）

(二)　（略）

(三)　理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(四)　（略）

(3)　（略）

ロ　（略）

ハ　イ(2)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ・ホ　（略）

三　自立訓練（機能訓練）を行う場合

イ　自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(一)　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

(二)　（略）

(三)　理学療法士又は作業療法士の数は、一以上とする。

(四)　（略）

(2)　（略）

ロ　（略）

ハ　イ(1)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ～ヘ　（略）

四～七　（略）

2～4　（略）

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第十七条　（略）

（新設）

2・3　（略）